

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

御注意

「19」欄には、「18」欄がマイナスであるときは、「14」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「42」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「40」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の 当期支払額ー連結法人間配当等の当期受取額)		1	円定額基準額	2,000万円× $\frac{1}{12}$		20	円		
	前期末配当等の額 (前期の(3))		2		所得金額 (別表四「47の①」)		21			
	当期末配当等の額		3		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「36」)		22			
	法人税額及び地方法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外 書」ー「11」ー「18」+「35」ー「38」ー「39」)		4		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人 間配当等の額に係る金額を除いた金額)		23			
	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者以外の法人 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」ー 「11」ー「17」)ー別表六(九)「23」ー別表六(十) 「28」ー別表六(十一)「24」ー別表六(十二)「6」 ー別表六(十八)「22」ー別表六(二十一)「28」ー 別表六(二十二)「12」)			5	外国子会社等から受ける剰余金 の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表十七(三の四)「27の計」)			24	
		大法人による完全支配関係がある中小企業者 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」ー 「11」ー「17」)ー別表六(六)「25」ー別表六(七) 「22」ー別表六(九)「23」ー別表六(十)「28」ー 別表六(十一)「24」ー別表六(十二)「6」ー別表 六(十五)「24」ー別表六(十六)「35」ー別表六 (十八)「22」ー別表六(十九)「15」ー別表六(二 十)「21」ー別表六(二十一)「28」ー別表六(二 十二)「12」)			6	受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)			25	
		住民税額 (5)又は(6)×16.3%			7	法人税額の還付金等(過誤納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。))の受取額)			26	
		特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%		8	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」))			27	
			調整地方税額に係る控除額 (7)+(別表一(一)「11」) ×20%		9	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)			28	
			住民税額から控除される金額 (8)又は(9)のいずれか少ない金額)		10	対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)			29	
		住民税額 (7)ー(10)			11	対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)			30	
		当期留保金額 (1)+(2)ー(3)ー(4)ー(11)			12	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)			31	
	積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額			13	計 算	国家戦略特別区域における 指定法人の所得の特別控除額 (別表十(二)「8」)		32	
		同上の25%相当額			14		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)		33	
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)ー(2)		15	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)		34					
期中増減		適格合併等により 増加した利益積立金額		16	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)		35			
		適格分割型分割等により 減少した利益積立金額		17	課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二) 「22」)		36			
期末利益積立金額 (15)+(16)ー(17)		18	所得等の金額 (21)ー(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+ (28)+(29)ー(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+ (35)ー(36)		37					
積立金基準額 (14)ー(18)		19	所得基準額 (37)×40%		38					
				留保控除額 (19)、(20)又は(38)のいずれか多い金額)	39					
				課税留保金額 (12)ー(39)	40	000				
留保金額に対する税額の計算										
課税留保金額				税額						
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)			41	円000	(41)の10%相当額	45	円			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40)ー(41)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ ー(41))のいずれ れか少ない金額)			42	000	(42)の15%相当額	46				
年1億円相当額を超える金額 (40)ー(41)ー(42)			43	000	(43)の20%相当額	47				
計(40) (41)+(42)+(43)			44	000	計 (45)+(46)+(47)	48				